

平成24年3月29日

中小企業庁からの下請代金支払遅延等防止法の措置請求について

本日、中小企業庁は当社について下請代金支払遅延等防止法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたとして、公正取引委員会に対して、同法第6条に基づく措置請求を行いました。

今回の事項につきましては、すでに是正措置をとっておりますが、従前の取り扱いにつき措置請求に至ったことにつきましては、これを真摯に受け止め、社内への周知徹底を図り、再発防止のため、より一層の管理体制の強化に取り組んでまいります。

株式会社コナカ